

諦めていませんか？その求償を！



私どもは2017年設立以来柔整療養費支給申請書の適正化事業を推進してきた一般財団法人です
保険者様からのニーズにお応えして、求償権行使の代行業務を開始しました

医科の第三者加害行為求償代行業務



- ✓ 人員不足で手がつけられない、治療が長期にわたる、示談交渉が難航している… etc. **ややこしい案件をお引き受けします**
- ✓ **交通事故以外のトラブル**もご相談ください
- ✓ **弁護士サポート体制**を万全に整えており、適切なアプローチとタイミングで**早期回収**を実現します

何だか怪しいと思いつながら療養費をお支払いし続けていませんか？ でも ちょっと待ってください！



ご存知ですか？療養費支給基準から「亜急性」という考えが消えたことを…

柔整療養費の特定審査業務



- ✓ 保険者様に代わって **“柔道整復師”に照会**をかけ、その回答書から「外傷の治療を目的とした施術行為」がなされているかどうか、意見書にてお知らせします
- ✓ 申請書をお預けいただければ、**あぶり出し作業**も代行します

2020年6月3日

まずはお電話
ください

一般財団法人 保険療養費審査等受託機構

〒164-0013 東京都中野区弥生町1-13-7
TEL. 03-5371-2061 FAX. 03-5334-6518

